

人事懇談会のまとめ

2月21日、20年度の瀬戸市と市教委の人事懇談会を行いました。以下、主な項目に対する回答です。

【基本的事項】

1. 本人の希望と承諾を原則とし、文書で正確に把握し意に反する異動は行わないこと。
- (市) 希望と承諾の原則はもちろん、個別相談をしている。個人・校長・市教委の聞き取りは相当密にやっております、正確にできている。
- (組) 正確・記録が残る文書での希望調査を要望した。

2. 人事異動は労働条件の変更であり、組合との話し合いを行うこと。
- (市) 十分な説明をする。承諾を得られるように努力する。

- (組) 歴代の人事担当者は、説明責任を果たすと明言してきた。
6. 「指導力向上を要する教員」を選定しないこと。
- (市) 該当者はないと認識している。

8. 「再任用」は年金削減の代償措置であり、希望通り採用すること。
- (市) 希望通り採用している。
- (組) 本人の希望する地域を優先にと伝えた。

【転任人事】

1. 校長は教職員の希望や事情を文書で正確に把握し確実に

に具申するよう徹底すること。

- (市) 要望として承る。
2. 本人の希望に反する異動を決定した場合、速やかに本人に知らせること。
3. 下記の事項に該当する教職員については本人の希望以外、異動させないこと。
- (1) 産休、育休、妊娠中の者。
- (2) 健康上事情のある者。
- (3) 育児、保育に事情のある者。
- (4) 4月1日復職の者。
- (4) 家庭に介護を必要とする人を抱えている者。
- (5) 高齢者の者。
- (6) その他、家庭生活に特に事情のある者。
- (市) 本人の希望に添うように努力する。

5. 内示は3月1日に行うこと。
- (市) 要望として承る。3月16日の週が有力。
6. にじの丘学園への転任者に対しては2月中旬に打診すること。
- (市) 県の方針でできない。子ども・保護者が戸惑わない人事をする。7校の校長には全員がにじの丘に行っても大丈夫な心構えをしていただくように伝えている。

【昇任人事】

- 昇任人事にあたっては、下記のように行うよう県教委に申し入れること。
1. 校長・教頭の任用について下記の事項をふまえること。

(5) 恫喝を始め、パワーハラスメント等で教職員の人権を侵害したりして職場を混乱させない人物であること。

(市) 教職員が困ることがないように風通しのよい職場にしていこうに努力する。校長会で話をする。

内示は3月16日です。



人事の内示不満は瀬戸教労と一緒に解決しましょう。

《相談先》
幡山東小 甲斐(824404)

新型コロナ対策学校で

休校・自主登校で学校は……

- ・9時までに登校し2時半に迎え。多いときに12名で、普段は数名のみ。
- ・学童に校庭を開放し、多いときには百名近く利用も。



いつ解除が解けるか。新学期入学式は大丈夫か？

小学校の「自主登校教室」の諸要請(要知原)

県は、「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業期間中における小学生への『自主登校教室』の設置について(通知)」を3月1日発令しました。それによると、「臨時休業期間中に、小学生の保護者が希望する場合には、児童が通常の就業時間内に自主的に登校して自習等を行える『自主登校教室』を小学校内に設け、万全の感染防止措置を施した上で、児童の居場所を確保するようお願いします」と、別紙で以下のように示しています。

1 要請内容

- (1) 設置期間
3月2日(月)以降春季休業開始日までの一斉臨時休業日
- (2) 対象
小学校1年生から6年生まで
- (3) 「自主登校教室」のイメージ
小学校の一部を開放し、参加を希望する児童が、自分で用意した教材等を使って自主学習する。監督については、当該校の小学校教員が行う。参加児童の人数や教室の換気、咳エチケットや手洗い等、万全の感染予防措置を講じた上で実施する。

(自主登校教室)の設置方法例

- ・保護者へ案内を出し、自主登校教室への参加希望をメールや電話等で把握する。
- ・その際、登下校の時間や方法等も把握し、安全を確保する。
- ・登校してきた児童に対して、活動する教室を指定する。
- ・監督を担当する教員については、校長が割り振る。休業中であっても、教員の業務となる。
- ・担当を割り振られた教員は、参加希望児童の出欠席や登下校について把握する。
- ・給食は実施しないため、昼をまたいで滞在を希望する児童の保護者に昼食を用意するように依頼する。
- ・当該小学校は、自主登校教室の日課表や保健安全に関する連絡体制を作成する。
- ・日課表を基本として各自で自習する。文部科学省から「家庭学習の工夫及び教材例」が示されているので、自宅にいる児童と同様の内容を自習する。

2 今回の要請理由

- ・新たに放課後児童クラブ(学童保育所)への入所を希望する共働き家庭やひとり親家庭などの児童が定員や感染予防の観点から、入所が困難なことが見込まれる。
- ・放課後児童クラブに比べ、学校という広い施設で居場所を確保することにより、感染のリスクが軽減される。
- ・通い慣れた学校内で、教員の監督の下、児童が日中を過ごすことができ、保護者に安心感を与えることができる等。



緊急の新しい署名
めてくださいます。



- 1、安倍首相らが「**憲法9条**などの改憲発議に反対します。」
2、憲法を生かし、平和・人権・民主主義、生活向上が実現する社会を求めます。

【請願事項】

安倍9条改憲NO！
改憲発議に反対する全国緊急署名

憲法署名

にじの丘通学に関して

にじの丘学園児童生徒のバス通学の安全に関し、小中一貫教育を考える瀬戸市民の会の要請に対する市の回答がありました。

- 児童生徒のバス利用に係る年額6,000円の負担を撤回し、無料にすること
→路線バスを利用して通学するために、年額6,000円の運行協力金を負担していたことになっております。無料にすることは、考えておりません。
- パルティセとバス乗り場・中橋・祖母懐交差点などに、登下校時、警備会社の社員、或いは瀬戸市の交通指導員を複数ずつ配置してほしい。
→にじの丘学区において、交通指導員を3名配置する予定です。
- 祖母懐公民館のバス乗降所近くに公衆トイレを設けるか、或いは祖母懐公民館内トイレを子どもたちの登下校時刻に利用できるようにしてほしい。
→祖母懐公民館のトイレを登下校時刻にりようできるよう依頼しております。

新型コロナウイルス問題

瀬教労は、3月6日、新型コロナウイルス対策に関する要請書を市に提出しました。以下その内容です。



1. 一斉休校の見直し、あるいは期間の短縮をすること。
2. 「自主登校教室」の「3つの条件」はハードルが高く、活用者が極端に制限される。中学生を含め利用条件を緩和すること。
3. 各家庭への情報周知の徹底とわかりやすい相談窓口を教育委員会内に設置すること。
4. 「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務の免除について（通知）R2.3.2」を全職員に周知すること。
5. 今回の対応についての保護者や教職員等へのアンケートを実施し、検証結果を市民に周知すること。

3月2日、愛知県教育委員会が、「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務の免除について（通知）」を発表しました。下の一覧表をご覧ください。



見学場所
・瀬戸地下軍需工場跡
・水野開拓記念碑 など
日時 4月12日（日）
※J A水野支所集合
9時半

会は、瀬戸こどもと教育9条の戦争遺跡などの見学会を実施します。

お知らせ
戦争遺跡見学会

資料

令和2年 3月 2日

新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の職務専念義務の免除について（通知）

このたび、県立学校職員が、新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合について、別添のとおり職務に専念する義務が免除することができることとしました。

ついては、貴管内市町村教育委員会にこの旨を通知するとともに、県費負担教職員についても、本通知を参考に、適切な事務処理が行われるよう御指導願います。

なお、市町村立学校非常勤職員設置要綱に定める非常勤講師等の職務専念義務の免除の取扱いについては、臨時休業期間中は、「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う臨時休業期間中の職専免研修等の取扱いについて（令和2年2月28日付け31教職第1106-2号通知）」によることとし、令和2年4月1日以降は、本通知によることとします。

新型コロナウイルス感染症に関する休暇等の取扱いについて



新型コロナウイルス感染拡大を受けて、現段階における職員の休暇等の取扱いについて当面の間、以下のとおりとしますので、適切にご対応ください。

職員の状況	休暇等の取扱い	
	R2. 2. 28～3. 1	3. 2～
新型コロナウイルス感染症に感染しているとの診断を受けた場合（保菌しているが無症状の場合も含む）	療養休暇	同左
保健所から、同感染症の検査要請、外出自粛要請を受けた場合や健康観察の対象とされた場合	職務専念義務の免除	同左
検疫法第16条第2項に規定する停留の対象となった場合	—	職務専念義務の免除
職員又はその親族に発熱等の風邪症状が見られることから、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	年休等	職務専念義務の免除
新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等の臨時休業その他の事情により、子の世話を行う職員が、当該世話を行うため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	年休又は欠勤	職務専念義務の免除